

公益財団法人溶接接合工学振興会
【木原賞】に関する細則

1. この細則は、故木原 博氏の遺志を対し、当財団に「木原賞」を設け、その施行に関し取り決める。
2. 木原賞は、毎年1回 溶接接合工学の分野における新進気鋭の研究者、技術者に授与する。
3. 受賞候補者は本会会員に限らない。
但し、原則として35歳以下とする。
4. 受賞候補者は、本会会員会社及び理事会が認める関連団体並びに本理事会の推薦によるものとする。
5. 受賞候補者については、別に定める審査委員会にて、受賞者を審査する。
6. 受賞者は理事会の承認により決定する。
7. 木原賞は、賞状及び副賞を贈呈する。
8. この細則の改廃は、理事会の決議による。

2019年2月22日	改正
2004年5月27日	一部改正
1996年5月16日	一部改正
1992年6月18日	一部改正
1991年5月16日	制定
2019年5月29日	一部改正

【木原賞】に関する推薦及び選考に関する内規

(候補者の推薦)

1. 推薦者は、別に定める推薦書の様式に拠って候補者を推薦する。
作成には、ワープロ、PCを用いること。
2. 推薦における候補者の業績は、学术论文にはとらわれないが、業績を明確に判定できること。
3. 対象となる研究・開発に複数の人が関与している場合、候補者本人が主体的に活動した内容を明確に示すこと。
4. 業績記述における名前の順序は、公表資料の順序通りとする。
5. 業績資料を添付する必要はないが、とくに添付を希望する場合は候補者の代表的な成果資料数点以内とする。

(選考)

6. 候補者の選考は、理事会が設けた木原賞選考委員会において行い、選考候補者を理事会に推薦する。
7. 選考においては以下の事項に配慮する。
 - ①本賞の趣旨に従い、候補者本人の溶接・接合界での今後の発展が期待できる人を選考する。
 - ②可能な限り特定分野に偏らず幅広い分野から選考する。
 - ③前年度までの候補者で、惜しくも次点となった再推薦の候補者に関しては、前年度の評価も勘案して審査すること。
 - ④選考対象者は、37歳までとし、38歳以上は対象外とする。

(付記)

1. 本内規に記されない事項については、選考委員会において必要に応じその都度決定するが、その内容を理事会において報告しなければならない。
2. 本内規の改廃は審査委員会の決定による。

2019年2月22日 改正

2004年10月25日 制定

2019年 5月29日一部改正